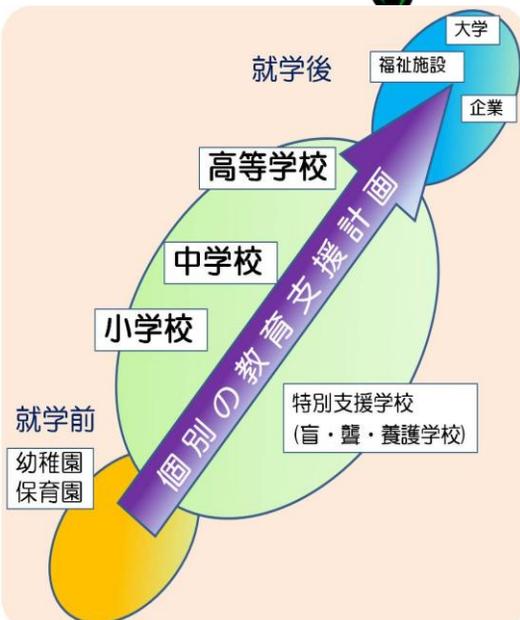
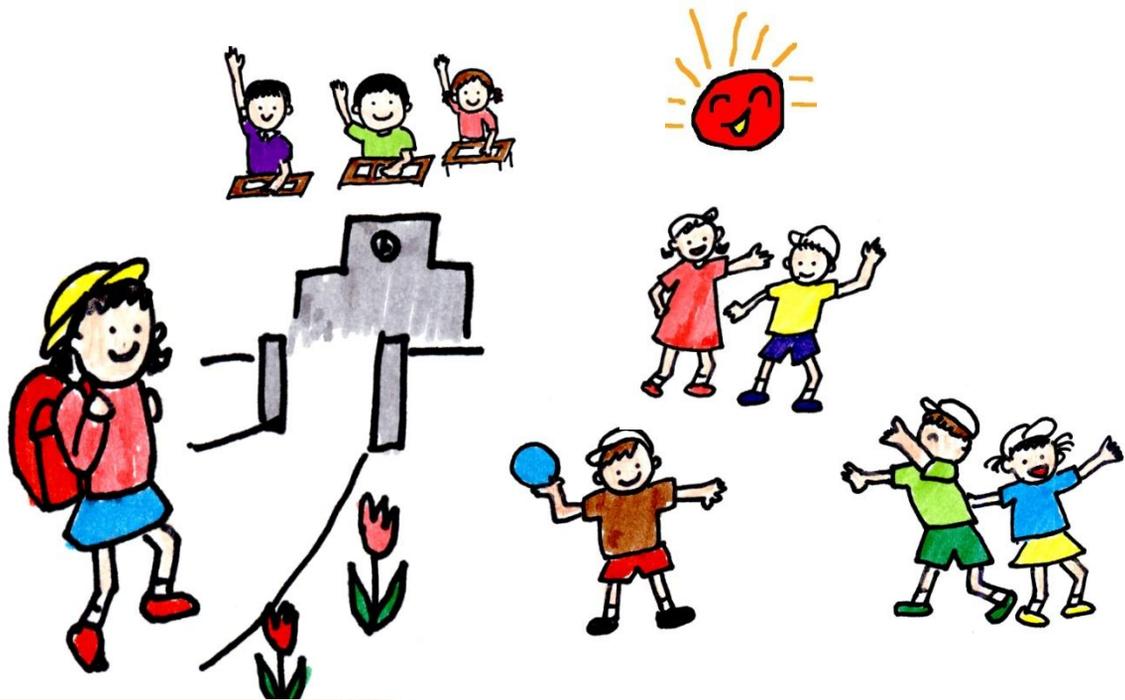


目の前にいるお子さんのために

将来を見すえてつながる支援

『個別の教育支援計画』で伸び伸びと



このリーフレットは、特別な支援や指導が必要なお子さんに『個別の教育支援計画』の有効活用を図るために作成しました。

子どもたちは、一人一人ちがった個性をもち、すてきな未来を持っています。子どもたちが夢を実現し、未来に向かって力強く生きていくためには、ときにちょっとした個別の配慮や個々の特性に応じた支援が必要です。

そこで、個に応じた支援や指導をするために幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校が連携して『個別の教育支援計画』を有効に活用することを進めています。

『個別の教育支援計画』は、お子さんの成長に大切なリレーのバトンです。

特別な支援や指導が必要なお子さんの

幼稚園・保育園⇒小学校⇒中学校⇒高等学校をつなぎます。

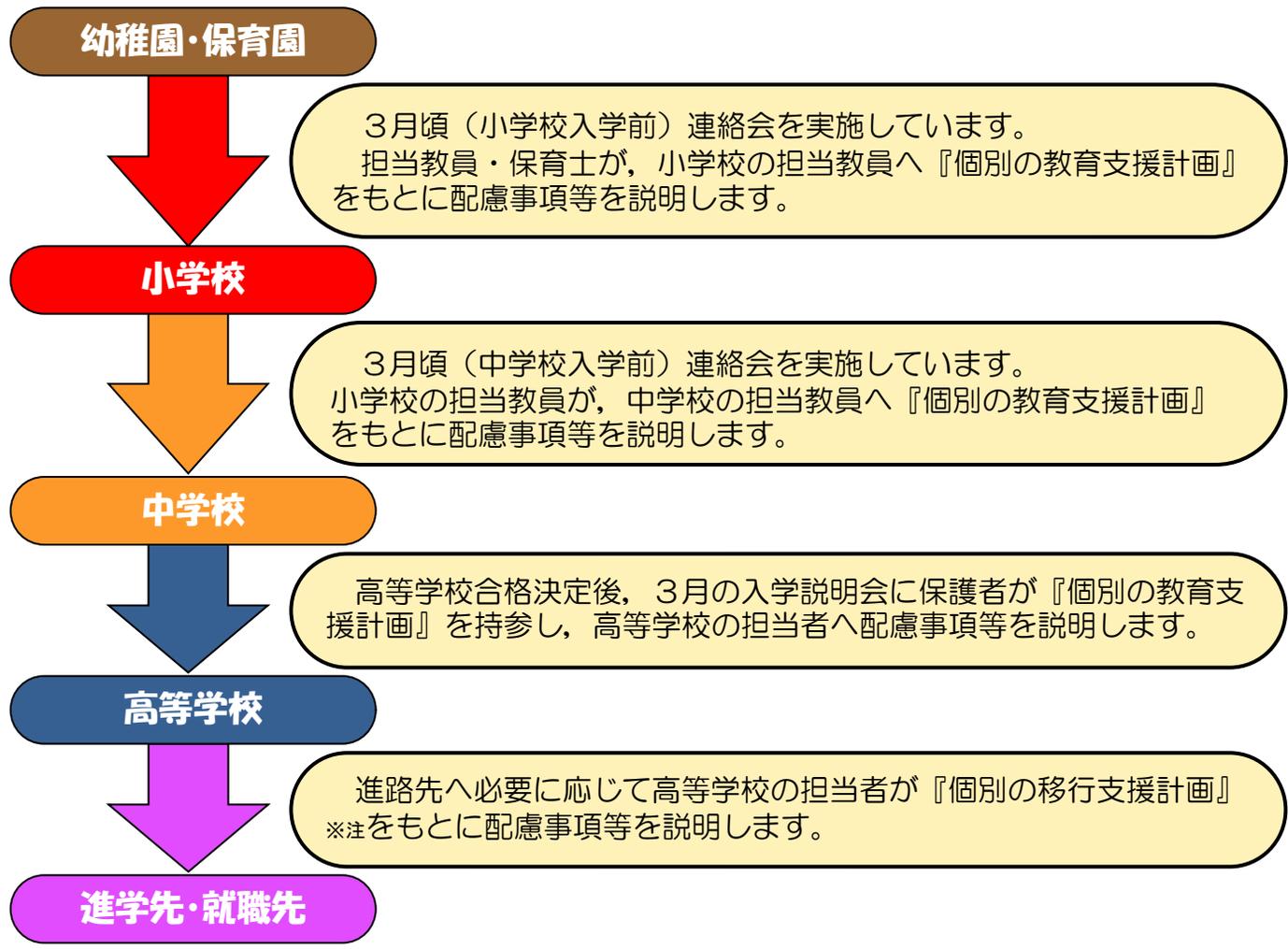
『個別の教育支援計画』とは

お子さんのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から高等学校卒業までを通し一貫して的確な支援を行うために策定していくものです。お子さん本人や保護者の方の願いを大切に、教育のみならず福祉、医療、労働等の関係機関と連携して教育的支援を行うものです。

これは、現在使用されている新しい学習指導要領では、障害のある児童生徒については、支援のためにこの「個別の教育支援計画」を作成することとされているに基づきます。

詳しい内容と基本の様式は、愛知県教育委員会のホームページよりご覧頂けます。

(愛知県教育委員会ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000024377.html>)



『個別の移行支援計画』を参考に、配慮した支援をつなげます

ずっと支援がつながります



Q:支援がつながるとどうなるの？

幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校、そして中学校から高等学校など教育環境が変わったときに有効です。環境の整備や授業の中での配慮すべきことなどがスムーズに伝わるようになります。

例えば、先が見通せると安心して授業が受けられるお子さんには、その日の予定や授業の流れを示すようにしていくなどの対応が、入学した年度当初から行われます。

Q:『個別の教育支援計画』は通常学級でも作ってもらえますか？

小学校や中学校には通常学級と特別支援学級があります。特別支援学級では必ず作成しています。また、必要性やご希望があれば通常学級でももちろん作ることができます。

学校での生活や学習の場における、お子さんに適した配慮等を、先生と保護者で共通理解を図りながら作成していきます。心配になったり、迷ったりされたときには担任の先生に相談されることをお勧めします。

Q:高等学校へは保護者が持って行く必要がありますが、必ず持って行くのですか？

強制ではありません。中学校で行われていた支援等について具体的に伝えることでお子さんが高等学校での生活を安心して始められると考えます。

新生活のスタートに間に合うように、入学説明会などの機会を利用して、入学前に『個別の教育支援計画』を持って説明に行かれることをお勧めします。

※注 個別の移行支援計画

学校卒業後の移行期における「個別の教育支援計画」のことです。したがって、学校等を中心とする生活から、就労等を中心とした社会生活へと大きく変化する移行期に作成するものです。



保護者の皆様へ

お子さんが生活の中で困り感をもっていると感じた場合は、園や学校に相談しましょう。「そんなことというのは恥ずかしい」とか「変な子にみられる」と心配するだけでは、お子さんの困り感の解決にはなりません。必要に応じて支援を受けることで、お子さんが安心して楽しい園生活や学校生活が送れるようになります。『個別の教育支援計画』は、お子さん本人や保護者の方の願いなどが反映されるものです。



園長先生・校長先生は

『個別の教育支援計画』を必要とする子どもたちが、安心して園生活や学校生活が送れるように万全の準備を行います。

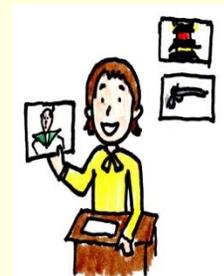
支援の必要な子どもたちがどの園や学校にも在籍することを認識し、担任の先生方が一人で悩まないように全校体制で共通理解を図るとともに、進学先にも『個別の教育支援計画』をもとに、的確な情報を渡せるようにしています。



担任・担当の先生は

子どもの困り感や理解特性・行動特性などを理解し、授業環境の整備や分かりやすい授業を心掛けています。支援を必要とする子どもにとっては「ないと困る」、他の子どもにとっては「あると助かる」支援（ユニバーサルデザイン）を考えていきます。

子どもの支援には『個別の教育支援計画』を活用し、継続的な支援や他機関と連携した支援ができるようにしています。そして、次の教育環境にバトンタッチするときには、子どもたちが安心して生活できるように『個別の教育支援計画』をもとに的確な説明を行います。



このリーフレットについての問い合わせ先

豊橋市教育委員会教育政策課 Tel(0532)51-2819 Fax(0532)56-5104